論壇

医療事故調査制度の在り方が問われている

茨城県保険医協会副会長　櫻井　岳史

「能登半島地震」「羽田空港航空機衝突事故」と、令和6年は残念な幕開けとなってしまいました。不幸にも御他界された方々と関係者にはお悔やみを、被災され未だ困難の中におられる皆様にはお見舞いを申し上げます。

航空機事故に関しては「運輸安全委員会」が事故等の原因を究明し、再発防止、被害軽減のための施策・措置を提言します。

翻って、我々医療現場で不幸な事故が生じれば、医療法の「医療事故調査制度」に基づいた対応が各医療機関に求められます。本制度は、医療安全のために医療機関が自主的に医療事故の調査を行い、再発防止に取り組むことを基本としており、責任追及を目的としたものではありません。医療機関に能力があれば、院内で「事故調査委員会」を設置し、能力がなければ「医療事故調査･支援センター」を活用する等して、その調査に当たることになります。

しかし、残念ながら、一連の対応が遺族感情を害し、結果的に事故調査制度がその趣旨に反して当時者の責任追及根拠になりかねない事態が生じています。

令和4年11月5日、愛知県愛西市の新型コロナウイルスワクチン集団接種会場にて、被接種者がワクチン接種後に体調悪化、救急搬送されましたが同日死亡した事例が発生しました。

事業主体者は医療機関ではありませんので、「医療事故調査･支援センター」に報告し、外部委員による事故調査委員会で調査報告を行なっています。以上の経緯は妥当なものです。しかし、様相が変わるのがその後の対応です。グリーフケア（遺族の悲嘆ケア）が不十分な時点で、事故調査委員長自ら記者会見で、事故原因が「アナフィラキシーショック」と結論すべきか疑念がある（と筆者は考えます）にも関わらず、「アドレナリンが迅速に投与されなかったことは標準的とはいえない」と発言。続く愛西市市長の記者会見でも不手際が重なり、遺族感情を大幅に害することとなりました。その結果、遺族は市を相手に損害賠償を求めて民事で提訴、接種に関わった医師や看護師を業務上過失致死疑いで刑事告訴する意思を固めたと報道されました。

事故調査委員会による踏み込み過ぎに思える医療行為の評価、適切さを欠いた自治体の遺族対応等が医療事故を司法の場に持ち込む結果に繋がったといえます。今後も日々医療現場でワクチン接種を担うであろう我々にとって看過できない事態であり、当協会としても何らかの行動を起こす必要性を感じています。